

# 利用規約

## ■FASTGYM24 オプション ご案内と利用規約

【水素水オプション】 水素水が飲み放題、水分補給にご利用ください。

ご案内と利用規約	施設利用中は水素水が飲み放題、一日につき2リットルまでお持ち帰りいただけます。 初回登録時に水素水専用のICタグ(以下、ICタグという)を発行、貸与いたします。 ICタグを水素水サーバー(以下、サーバーという)にかざしてご利用ください。 容器はご自身でご用意ください。(ガラス製品は不可) ご利用は契約者ご本人に限ります。 契約期間中にICタグを紛失された場合、再発行料として税込1,100円を申し受けます。尚、ご利用中のICタグが反応しなくなった場合、確認させていただきますので登録店舗の受付時間内にスタッフまでお申し出ください。 また、ご利用の有無に関わらず、解約手続きがあるまで自動更新となり月額利用料のお支払いが必要です。
料金	登録料：税込1,100円 月額利用料：税込1,620円 ICタグ再発行料：税込1,100円
特約事項	■サーバーの故障・機器トラブル・入れ替え等でサーバーをご利用いただけない場合、水素水オプションの月額利用料は下記①～③の通りとします。 ①中止期間が月間7営業日以内の場合は、月額利用料を全額いただきます。 ②中止期間が月間8営業日以上14営業日以内の場合は、月額利用料を50%いただきます。 ③中止期間が月間15営業日以上の場合は、月額利用料をいただきません。  ■ICタグの他人への貸与、贈与、販売、転売などの不正行為、不正利用はおやめください。 万が一、ご本人以外の方がICタグを使用した場合、または解約後未返却のICタグを使用したことが判明した場合には、月額利用料相当額税込1,620円を科します。 また、不正への関与が明らかになった場合、会則第12条①②④⑥により除名となる場合があります。
解約手続き	解約希望月の25日(受付休業日の場合には前日)までの受付時間内に、登録店舗での解約およびICタグ返却手続きが必要です。 セキュリティカード・ICタグをお持ちください。 ICタグがない場合、解約手続きできません。尚、ICタグ紛失の場合、事務手数料税込1,100円をお支払いいただきます。 解約手続き後は、解約月末日までご利用いただけます。ICタグは、最終利用日にスタッフまたは指定の方法でご返却ください。 解約月末日までにICタグのご返却がなかった場合、月額利用料税込1,620円を継続してお支払いいただきます。 退会月末日までにICタグのご返却がなかった場合、税込1,100円をお支払いいただきます。

【サプリメントオプション】 プロテインなど本格サプリを手軽にお飲みいただけます。

ご案内と利用規約	ご契約中はプロテインなどの本格サプリをご契約プランの規定回数お飲みいただけます。 初回登録時にサプリメントサーバー専用のICタグ又はICカード(以下、ICタグという)を発行、貸与いたします。 ICタグをサプリメントサーバー(以下、サーバーという)にかざしてご利用ください。 ご利用は契約者ご本人に限ります。 契約期間中にICタグを紛失された場合、再発行料として税込1,100円を申し受けます。尚、ご利用中のICタグが反応しなくなった場合、確認させていただきますので登録店舗の受付時間内にスタッフまでお申し出ください。 また、ご利用の有無に関わらず、解約手続きがあるまで自動更新となり月額利用料のお支払いが必要です。
料金	登録料：税込1,100円 月額利用料：ご契約プランによります。
特約事項	■サーバーの故障・機器トラブル・入れ替え等でサーバーをご利用いただけない場合、サプリメントオプションの月額利用料は下記①～③の通りとします。 ①中止期間が月間7営業日以内の場合は、月額利用料を全額いただきます。 ②中止期間が月間8営業日以上14営業日以内の場合は、月額利用料を50%いただきます。 ③中止期間が月間15営業日以上の場合は、月額利用料をいただきません。  ■ICタグの他人への貸与、贈与、販売、転売などの不正行為、不正利用はおやめください。 万が一、ご本人以外の方がICタグを使用した場合、または解約後未返却のICタグを使用したことが判明した場合には、その期間と月額利用料相当料をお支払いいただきます。 また、不正への関与が明らかになった場合、会則第12条①②④⑥により除名となる場合があります。
解約手続き	解約希望月の25日(受付休業日の場合には前日)までの受付時間内に、登録店舗での解約およびICタグ返却手続きが必要です。 セキュリティカード・ICタグをお持ちください。 ICタグがない場合、解約手続きできません。尚、ICタグ紛失の場合、事務手数料税込1,100円をお支払いいただきます。 解約手続き後は、解約月末日までご利用いただけます。ICタグは、最終利用日にスタッフまたは指定の方法でご返却ください。 解約月末日までにICタグのご返却がなかった場合、税込1,100円をお支払いいただきます。

【WELBOX】クラブ内の安心と、旅行・レジャーなど多彩な生活サポートメニューを会員優待でご利用いただけます。

ご利用方法	<p>WELBOXは、ご本人だけでなくご家族(2親等まで)もサービスをご利用いただけます。 (WELBOXお見舞金制度は、ご登録本人のみ対象となります。) 豊富なメニューは、会員専用ホームページでご覧いただけます。 申込方法は各メニューによって異なります。 セキュリティカード提示のメニューご利用の際は「WELBOX」シールのロゴをご提示ください。 会員専用ホームページ(パソコン版・モバイル版)からのお申込みは、WELBOX会員番号とパスワードを入力してログインいただけます。また、WELBOXセンター(0120-964-545)へお電話でお申込みいただくことも可能です。</p>
料 金	<p>登録料：無料 FASTGYM24会員 WELBOX月額料金 ライトプラン 税込550円</p>
<p>【WELBOX：お客様の個人情報取扱いについて】 WELBOXは、株式会社ティップネスが株式会社イーウェルと提携してお客様にご提供するサービス（以下「本サービス」といいます）です。本サービス提供にあたっては、お客様の個人情報（会員番号・氏名・生年月日・住所）を株式会社イーウェルに提供し、本サービスの提供に必要な範囲内で利用いたします。株式会社ティップネスは株式会社イーウェルと「機密保持および委託契約」を締結し、個人情報保護を徹底し、本サービスを提供する以外の目的には利用いたしません。</p>	
<p>サービスの内容は変更となる場合がございます。 サービス内容の変更につきましてはティップネスWELBOX利用規約第3条・第13条によるものとします。</p>	
解約手続き	<p>解約希望月の25日（受付休業日の場合は前日）までの受付時間内に、店舗での解約手続きが必要です。 セキュリティカードをお持ちください。解約月末日をもってWELBOXサービスの提供を終了いたします。 メニューについて、退会日以降のご予約はキャンセルとなります。また、保有しているWELコインは全て失効となります。 尚、決済済のメニューはご利用いただけますのでご予約、お申込み状況の確認、詳細は WELBOXセンター 0120-964-545 でご確認ください。</p>

## ■FASTGYM24 プライベートロッカー利用規約・ご案内

【プライベートロッカー】シューズ、シャンプーセットなど毎日ご利用になるお荷物をクラブに置いておける個人専用ロッカーです。

お申込み	<p>プライベートロッカーは空き状況により承ります。プライベートロッカー使用規約（ファストジムトゥエンティフォー）をご確認の上、受付時間内にお申し込みください。 お申込み時に開閉に必要な暗証番号を登録頂きます。 また、ご利用の有無に関わらず、解約手続きがあるまで自動更新となり月額利用料のお支払いが必要です。</p>
ご利用方法	<p>必ず施錠してご使用ください。</p>
料 金	<p>登録料：無料 月額利用料：税込1,100円</p>
解約手続き	<p>解約希望月の25日（受付休業日の場合は前日）までの受付時間内に、店舗での解約手続きが必要です。 セキュリティカードをお持ちください。 解約手続き後は、解約月末日までご利用いただけます。最終利用日にロッカー内のお荷物は全てお持ち帰り下さい。 尚、解約月を超えて明け渡しが行われない場合、当クラブは契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉します。 ロッカーのお荷物については、撤去・破棄、その他必要な措置をとることができます。</p>

# プライベートロッカー使用規約(ファストジムトゥエンティーフォー)

太字箇所は重要です。良くお読み下さい。

## 第1条 契約

- (1) プライベートロッカー（以下、「ロッカー」という。）の使用開始にあたっては、ファストジムトゥエンティーフォー（以下本クラブという）の定めに従い、ロッカー設置店舗にて、「届出書」に必要事項をご記入の上、諸手続きを行い契約者となる必要があります。
- (2) 契約者は、この規約を守る義務があります。
- (3) 「届出書」の記載内容に変更が生じた場合は、ロッカー設置店舗にて、速やかに変更事項を申し出てください。
- (4) 本クラブは契約者にロッカーとしてのスペースをお貸しするものであり、契約者の所有物その他保有物を本クラブが保管・お預かり・管理するものではありません。契約者は、ロッカーの施設その他必要な措置を厳に行い、契約者の自己の責任において、収納・保管物の管理を行ってください。

## 第2条 保管できないもの

ロッカーに次のものを保管することは禁止します。

- ① 揮発性・爆発性・可燃性のある危険物
- ② 腐敗したもの、又は異臭を発するもの
- ③ 生きもの
- ④ 貴重品、現金、クレジットカード、キャッシュカード、有価証券類、宝石、貴金属等その他これらに類するもしくは準じるもの
- ⑤ その他の金銭的価値のあるもの
- ⑥ その他、他の会員に迷惑をかけるもの

## 第3条 処置

- (1) 本クラブが必要があると認めた場合、本クラブのスタッフ又は本クラブの指定する者が、契約者の物品の出し入れに立ち会うことがあります。
- (2) 次のような場合には、本クラブは契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉し、保管物について撤去、破棄その他の必要な措置をとることができるものとします。
  - ① 第2条1号ないし3号並びに6号に該当するものが保管されているとわかったとき又はその疑いがあるとき
  - ② 第4条3項、第8条、第9条2項、第10条に該当する事由が生じたとき

## 第4条 使用資格

- (1) 契約者は本クラブの会員に限ります。
- (2) ロッカーは、契約者本人のみが使用できるものとし、他人への転貸・譲渡はできません。
- (3) 契約者が本クラブの会員資格を失った場合は、使用契約期間の有無にかかわらず、ロッカーの使用資格を失います。その時点でロッカー内の物品を引取って頂きますが、物品の引取りがなされない場合は第3条2項に従い処置いたします。

## 第5条 料金規定

- (1) ロッカー新規契約時に、本クラブが定めるロッカー利用料をお支払い頂きます。
- (2) ロッカー利用料及びその他の料金（以下あわせて諸料金という）の金額、支払い時期、支払い方法等については別途本クラブが定めます。
- (3) 会員は本クラブが定めた諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。

## 第6条 契約期間

ロッカーの使用期間は1ヶ月を単位とし、契約期間は本クラブのロッカー設置の各店舗毎およびロッカー毎に定めます。

## 第7条 契約更新・終了・解約手続き

契約は、月毎の自動更新となります。契約の終了を求める場合は、会員本人が希望月の25日迄にロッカー設置店舗の受付時間内に、本クラブが定める解約手続きを完了してください。

## 第8条 ロッカーの明け渡し

契約更新をしない場合は、契約期間終了日までに直ちにロッカーの明け渡しを行ってください。ロッカーの明け渡しが行われない場合は、第3条2項に従い処置いたします。

## 第9条 ロッカーの変更

(1) 契約期間中のロッカーについて以下の変更はできません。

- ① ロッカーの種類・場所
- ② 名義

(2) 本クラブの事由（館内レイアウト変更、破損等）によりロッカーの移動、場所の変更が生じる場合は本クラブ内にて告示し、第3条2項に従い処置いたします。

## 第10条 ロッカー使用の中止

契約者が本規約の各条項の一つに違反し、又は、本クラブが使用に支障ありと認める事態が発生したときは、本クラブは直ちに契約者に対してロッカーの使用の中止を求めることができます。このとき、契約者は直ちにロッカー内の保管物を撤去するものとします。

## 第11条 損害賠償責任

(1) 次のような場合、本クラブは賠償責任を負いません。

- ① 天災事変の他、不可抗力により、ロッカー内の物品が滅失・破損又は変質したとき
- ② 関係官公署から物品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき
- ③ 第3条に定める処置により、契約者がなんらかの損害をこうむったとき

(2) 契約者がロッカーの使用により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、契約者が賠償の責任を負うものとします。

(3) 本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブは、ロッカー内の収納物・保管物の盗難、滅失、毀損、紛失、行方不明（右の事柄を含みこれらに限定されない）等による損害の賠償、その他名称の如何を問わず、いかなる補償もいたしません。また、施設内に放置された物、忘れ物についても同様とします。

## 第12条 規約の改定と告示

本クラブが必要と認めた場合、本規約改定をすることができます。この場合、本クラブ内にて告示し、お知らせいたします。改定された内容は、全契約者に適用されます。

株式会社ティップネス  
2014.2.20 施行  
FASTGYM24  
2022.3.18 改定

## ■目的別メールサポート利用規約のご案内

### 「目的別メールサポート」のサービスについて

「目的別メールサポートによるコンテンツ提供サービス」（以下「本サービス」といいます）は、「FASTGYM24」（ファストジムトゥエンティーフォー、以下「本クラブ」といいます）のお客様のフィットネス体験を向上させることを目的としてお客様に提供するサービスです。

### 【サービス内容】

1. フィットネスに関するメールの送信
2. メールに連携したフィットネスに関する情報提供サービス（動画、テキストの更新）

### 【サービス利用に係る注意事項】

- ・本サービスは、本クラブ会員限定とした無料のサービスです。
- ・本サービスに関する告知は、本クラブ施設内の掲示、ホームページより行います。
- ・本サービスの利用にあたっては、メール受信及び動画閲覧可能な端末（パソコン、スマートフォン、タブレット）が必要です。
- ・本サービスを利用し、または利用できなかったことによってお客様が損害を被ったり、本サービスの一部機能が使えない場合があっても、本クラブは一切責任を負いません。
- ・本サービスは月単位のサービスです。登録コースの変更（翌月～）、解約（当月末）は、毎月25日までに本サービス申込店舗の受付対応時間内に店頭または電話にて手続きが必要です。
- ・本サービスのメールは、解約月の月末最終日をもって、配信終了となります。
- ・本サービスの利用にあたっては、目的別メールサポート利用規約が適用されます。
- ・本サービスの新規契約後の次の火曜日からメール配信が開始します。
  - 1 週間以内にメールが届かないときはお知らせください。

## 目的別メールサポート利用規約

株式会社ティップネス（以下「会社」といいます）および会社と契約した法人が運営する FASTGYM24（ファストジムトゥエンティーフォー、以下「本クラブ」といいます）による「目的別メールサポート」でのコンテンツ提供サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、利用者は以下の利用規約（以下「本規約」といいます）の全ての条項に同意していただく必要があります。

### 第1章 総則

#### 第1条（本サービスの登録者および本規約の適用範囲）

1. 本規約は本クラブに入会しており、会員会則（以下、「会則」といいます）に基づく料金プランの会員（以下、「会員」といいます）に適用されます。
2. 本サービス提供の対象者および利用範囲並びに料金プランは、各提供サービスによって異なりますので各利用細則にて別途定めます。なお、本サービスは**本クラブ会員専用サービス**になります。会員を退会その他の理由により会員資格喪失のときは同時に本サービスの利用資格も喪失します。
3. 再度登録する場合には別途所定の手続きが必要となりますので、受付対応時間内に店頭にて店舗スタッフまでお申し付け下さい。

#### 第2条（諸規定・通知等）

本規約はこの画面に記載された規定以外にも、本サービスが随時登録者に対して通知した諸規定、諸通知は、通知の時点で本規約の一部を構成するものとし、全ての登録者に適用されます。

#### 第3条（本規約の変更又は中止）

1. 本クラブは、登録者の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更、追加、削除することができるものとし、この場合、登録者に対し変更、追加、削除後の規約を本クラブが適当と判断する方法で通知するものとします。
2. 前項の変更、追加、削除は、その通知した時点で直ちに全ての登録者に適用されます。

#### 第4条（通知又は連絡）

1. 本クラブが必要と判断した場合、本クラブは登録者の事前承諾の有無にかかわらず、登録者に対しメール等を用いて通知又は連絡を行うことがあります。
2. 本サービスの利用及び本規約に基づく登録者宛のメールによる諸通知は登録者が登録したメールアドレスにそのメールを送信した時をもって、登録者に到達したものとします。

### 第2章 登録者

#### 第5条（登録）

1. 登録者とは、本サービスに登録を申し込み、本クラブがこれを承諾した者を言います。
2. 登録者は登録の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

#### 第6条（登録の成立）

1. 本クラブは前条の申し込みに基づいて、必要な登録の手続きを行います。登録希望者が本クラブの店頭にて手続きを完了した時点で登録者の「目的別メールサポート」登録が完了し、本規約に基づいた本サービスの利用契約が成立します。なお、この時点で登録者は本クラブから随時配信されるメールの受信を了承したものとします。

#### 第7条（登録の取消し、停止）

1. 本クラブは、登録希望者が以下の何れかの項目に該当することが判明した場合、その者の登録を承認しないことがあります。また、承認後であっても登録者が以下の何れかの項目に該当することが判明した場合、何らの通知、催告もなく登録を取り消し又は中断することができます。
  - (1) 会則違反等により会員資格の停止処分中、又は除名処分を受けている場合
  - (2) 会則に定める事由で、会員資格を喪失した場合
  - (3) 本サービスの運営を妨害した場合
  - (4) 入会申込みに際しての申告事項に虚偽、誤記又は重大な記入漏れがある場合
  - (5) 既に登録済みのメールアドレスに対し登録申込みがなされた場合
  - (6) 同一人が複数の登録申込みを行った場合
  - (7) メールアドレス又はパスワードを不正に使用した場合
  - (8) 本規約の何れかに違反した場合
  - (9) その他本クラブが登録者とするを不適当と判断する場合
2. 登録者は上記の措置に対して一切の異議を申立てないものとします。

#### 第8条（メールアドレスの管理）

1. 登録者は、登録者自身が設定したメールアドレス管理を自らの責任をもって行うものとし、故意、過失のないことをもってその責任を免れることはできません。
2. 第三者の不正利用による不利益の一切は登録者に帰属し、登録者はその不正利用に係るすべての費用を負担しなくてはなりません。

#### 第9条（変更の届出）

登録者は、本サービスに届け出ている事項に変更があった場合は、本サービス指定の方式で直ちに変更の届出をします。変更の届出を怠ったことによる不利益は、すべて登録者に帰属します。

#### 第10条（権利譲渡の禁止）

登録者は、本規約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に移転したり、使用させたり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

### 第3章 サービスの提供

#### 第11条（サービスの変更又は廃止）

1. 本クラブは、登録者への事前の通知なくして本サービスの内容を変更又は廃止することができるものとし、登録者はこれを承諾します。
2. 本サービスで提供している一切の情報は、予告なしに変更される場合があります。それらの情報の変更により、登録者が損害を被ったとしても本クラブは一切責任を負いません。

#### 第12条（サービスの中断又は中止）

1. 本クラブは、以下の何れかが起こった場合には、登録者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断又は中止することができます。
  - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) システムの不具合等により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 地震、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (6) その他、運営上、或いは技術上本クラブが本サービスの中断、中止が必要と判断した場合

- (7) その他、本クラブの責に帰すことのできない事由および不可抗力による場合
2. 本クラブは、前項の事由により本サービスの提供の遅延、中断、中止等が発生したとしても、これに起因する登録者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条(運営)

本クラブは本クラブの関連会社、委託先に本サービスの運営等を委託することがあります。但し、本サービスのうち本クラブ以外の提携会社の提供するサービスについては、当該提携会社の責任で運営され、提携会社のサービス条件にて提供されるので、本クラブの管理の下で行われるサービスではないことを理解し、登録者の責任において条件等を確認し、当該サービスを利用するものとします。

#### 第14条(費用)

1. 本サービスの利用者登録、情報提供によるサービスは原則無料です。インターネット接続のためのインターネットプロバイダーとの契約や、電話料金(通信費用)等のインターネットにかかる費用は全て登録者が負担します。

#### 第4章 使用条件等

##### 第15条(登録者情報の取り扱い)

本クラブは、登録者が本サービスにおける登録及び応募の際にご入力いただく個人情報を本クラブのプライバシーポリシーに準じて取り扱うものとします。

##### 第16条(著作権等)

本サービスで扱う全ての著作物、肖像、キャラクター、マーク、その他一切の情報については、本クラブないし本クラブの委託先が著作権等の知的財産権、その使用权その他の権利を有しております。登録者は、本サービス上の一切のコンテンツを無断で使用することはできないものとします。

##### 第17条(禁止行為)

1. 登録者は、本サービス上で以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 本クラブ、他の登録者その他の第三者の著作権、その他知的財産権又は肖像権を侵害する行為
  - (2) 本クラブ、他の登録者その他の第三者の管理する設備あるいはシステムに、不正にアクセスする行為
  - (3) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用する行為
  - (4) 外部プログラムを用いる等の機械的方法により本サービスにアクセスする行為
  - (5) 他の登録者の本サービスの利用を妨害する行為
  - (6) 犯罪行為に結びつく行為
  - (7) 公序良俗に違反する行為
  - (8) 本サービスを通じて入手した情報を複製、販売、出版、公衆送信その他の私的利用の範囲を超えた使用
  - (9) 本サービスの運営を妨げ、或いは本クラブの名誉、信用を毀損する等本クラブに不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (10) その他、法令に反する行為
2. 前項の行為が発覚した場合、何らの通知、催告なく、登録を取り消すとともに、会員資格を喪失することがあります。
3. 第1項の行為により本クラブに損害を与えた場合、本クラブが被った一切の損害を賠償しなくてはなりません。

##### 第18条(免責事項)

1. 登録者は、本サービスの利用において行う個人情報のインターネットを介した送信行為等が情報の漏洩等の危険性を有していることを認識し、自己の責任の下でこれを行うものとし、本クラブは、本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き一切の責任を負わないものとします。
2. 本クラブは、登録者が本サービスを利用し、又は利用できなかったことによる損害について、本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 推奨環境について、別途"サイトポリシー"にて"対応機種"を定めておりますが、一部機能が使えない場合があっても本クラブは一切の責任を負わないものとします。
4. 本クラブは、本サービスにおいて提供された情報の適格性、正確性、及び本サービスの利用による健康改善効果、個々の利用者への適合性について何ら保証するものではありません。
5. 本サービスにおいて提供された情報の採否は、利用者の自己責任で決定されるべきものとし、利用者がかかる情報に依拠したことによって発生した一切の損害について、本クラブは責任を負いません。

##### 第19条(損害賠償)

1. 本クラブは、本サービスの遅延・中断・廃止その他又はインターネットの利用に伴って登録者に発生したいかなる損害にも責任を負わず、本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、損害賠償をする義務を一切負いません。
2. 登録者は、本サービス又はインターネットの利用に際して本規約に違反し、又は違法な行為をすることによって本サービスに損害を与えた場合、本サービスが被った一切の損害を賠償しなくてはなりません。

##### 第20条(会員と第三者との間の紛争)

登録者が本サービスの利用に際して他の登録者その他の第三者に損害を与えた場合、又は登録者が他の登録者その他の第三者から損害を被った場合、登録者は自己の費用と責任を持って損害を賠償し、又は損害を請求するものとします。本クラブはこれら登録者間、登録者と第三者との間の紛争には一切関与せず、一切責任を負いません。

##### 第21条(専属的合意管轄)

本サービスの利用に関して、本クラブと登録者との間に、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

##### 第22条(本規約と細則との関係)

1. 本規約と利用細則の規定の適用・解釈において、両者が抵触したし場合には抵触する限りにおいて利用細則の規定が本規約に優先して適用されるものとします。
2. 利用細則に定めのない事項については、すべて本規約の規定が適用され、本規約の趣旨に則って解釈されるものとします。

##### 第23条(規約の発効)

本規約は、2021年1月1日より発効するものとします。

##### 第24条(規約等の改定)

本クラブが必要と認めた場合、本規約および各利用細則その他登録者に適用される約定の改定を行うことができます。改定内容は登録者の登録日にかかわらず、全登録者に適用されるものとします。

株式会社ティップネス  
2021.1.1 施行  
FASTGYM24  
2022.3.18 改定